

2020年11月11日

国立大学法人 東京農工大学学長
千葉 一裕 殿

東京農工大学職員組合
中央執行委員長 朝岡 幸彦

人事院勧告に基づく給与改定に関する申入書

10月26日に人事院勧告に基づく本学の給与改定案が、本学より過半数代表者及び職員組合に提示され、説明会が11月11日に開催されたところです。今回の給与改定に関し、職員組合は以下の申入れをいたします。合わせて、申入れの内容について、職員組合から担当理事に説明する機会を設けていただけるよう、お願いいたします。

申入れの内容

- (1) 12月期期末手当の0.016月分の引き下げは、(2)を前提として受け入れる。
- (2) 引き下げによって余剰が生じた財源を使い、「緊急コロナ対応手当」(仮称)の支給を行う。
- (3) 人事院勧告では月例給についての勧告はなく、月例給の引き下げには応じない。

申入れの事由

(2)について、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行によるオンライン講義の準備、3密(密閉・密集・密接)を避けての対面講義の実施など、本年度の教職員の労働負担が増大しているだけでなく、リモート勤務のための環境整備などの個人による経済負担も増大しており、12月期末手当の引き下げは到底受け入れられるものではありません。また、9月から開始されたタイムカードによる勤務実態の把握では、みなし労働時間を超える労働時間が確認されています。本年度の人件費はすでに運営交付金で手当てされているはずであり、12月期の期末手当を引き下げるにより生じた予算の余剰を、新型コロナウイルス対策により生じた教職員に対する一律の調整額として支給することは、極めて妥当だと思われま